

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月25日
【発行者名】	ビ・ライフ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 藤田 剛
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号 KDC渋谷ビル4階
【事務連絡者氏名】	大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社 財務経理部長 漆間 裕隆
【連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目9番10号 KDC渋谷ビル4階
【電話番号】	03-5466-7303
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人の分配方針に以下の通り変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 変更の内容についての概要

平成22年2月24日付で提出された有価証券報告書の「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 分配方針」の一部を以下のように変更いたします。

なお、特に断らない限り、平成22年2月24日付有価証券報告書で定義された用語は、本書においても同一の意味を有するものとします。

____の部分は変更箇所を示します。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(3) 分配方針

利益の分配

(中略)

(イ) 分配金額は、原則として租税特別措置法第67条の15第1項(以下「投資法人に係る課税の特例規定」)に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とします。ただし、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とします。

なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を分配可能金額から積み立てることができます。

(中略)

利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、投信協会の規則に定められる金額を限度として本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができます。ただし、この場合において、金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとします。

分配金の分配方法

分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配します。

(後略)

(2) 変更の年月日

平成22年2月25日